

／ ことうらではじめませんか ／

琴浦でスタート！ 応援補助金

町内で新たに起業する事業者、町内にオフィスを移転する県外事業者を応援します！

< 起業支援事業 >

補助対象者 (一般枠) 町内で起業し、かつ、町内に住所を有する者
(政策枠) 地域の課題又は社会的課題の解決に資する事業を行う町内で起業する個人・中小企業者

補助対象経費

- ・土地、建物の取得、建築、賃借、改修費
- ・設備の購入、賃借、改修、修繕費
- ・車両、工具又は備品の購入、賃借経費
- ・事業開始時の広告宣伝費
- ・コンサルティング経費

補助率 2分の1

補助金上限 (一般枠) 50万円 (政策枠) 100万円

※起業を予定している者または起業の日から1年を経過していない者が対象です。

※政策枠に該当するか否かは審査会で決定します。

※賃借に係る経費については、起業からその年の年度末までを補助対象とします。

※上記補助金に加えて、町のふるさと納税型クラウドファンディング(CF)を活用できる場合があります。
総事業費から上記補助金と手数料を差し引いた額を上限に、CFで集まった資金相当額を交付します。

< オフィス移転支援事業 >

補助対象者 町内の空き家、空き店舗等を活用しオフィスを設ける県外事業者

補助対象経費

- ・店舗の取得、改修、賃借費
- ・設備の購入、賃借、修繕費
- ・備品等の購入及び賃借経費

補助率 10分の10

補助金上限 100万円

※賃借に係る経費については、オフィスの移転からその年の年度末までを補助対象とします。

【お問い合わせ】

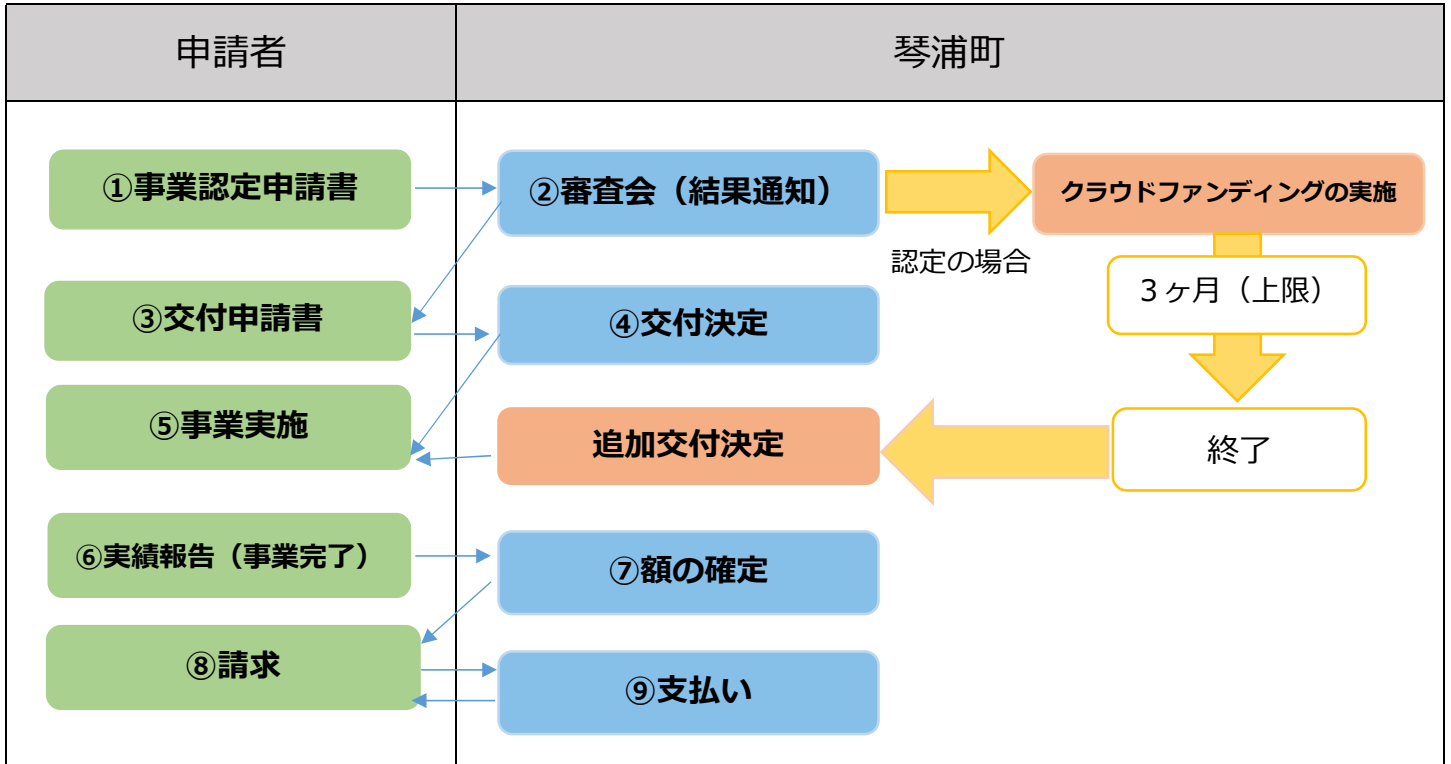
琴浦町役場 商工観光課 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2
TEL: (0858) 52-1713 FAX: (0858) 52-1714
MAIL: syoukoukankou@town.kotoura.tottori.jp

【申込受付】 令和4年4月1日～9月30日

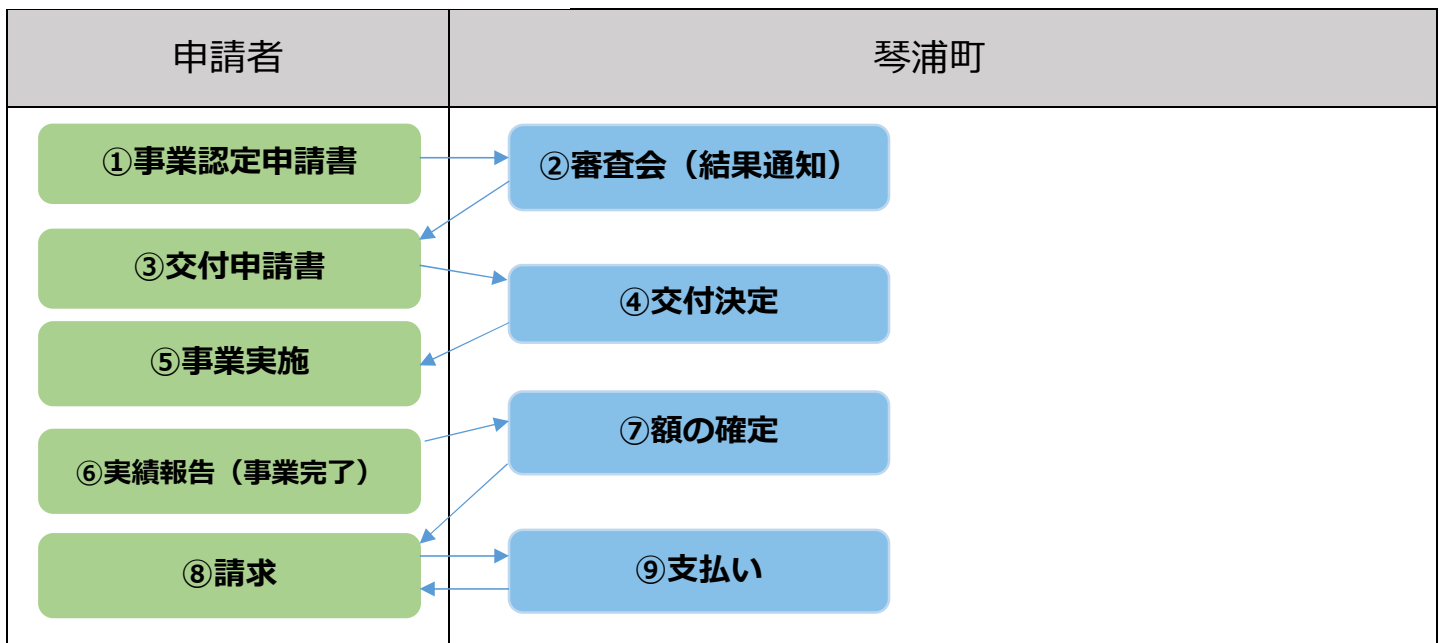
【補助対象期間】 ～ 令和5年3月31日まで

【手続きの流れ】

○ 起業支援事業



○ オフィス移転支援事業



- ・ 補助事業の実施にあつては、琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例（平成31年琴浦町条例第12号）の趣旨を踏まえ、町内事業者への発注に努めてください。
- ・ 起業支援事業については、補助対象事業の完了日から5年間、継続して当該事業を営むよう努めていただく必要があります。また、この期間の間、年度ごとに町へ補助事業の進捗状況報告が必要です。